

ふりがな
児童名

生年月日 年 月 日

施設名

施設等利用給付認定に関する同意書兼誓約書

本書は、施設等利用給付認定の申請を行う際に、同意および誓約いただきたい内容をまとめています。

＜同意内容＞

- ・子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、必要な情報（地方税関係情報等）について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する（マイナンバーを用いた情報連携を含む）ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。
- ・申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- ・子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- ・労働又は疾病等の状況の調査、又はその他の特別な理由がある場合など、審査等に日時を要する場合は、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- ・申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- ・認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
- ・年に一度、現況確認のために就労証明書等の書類の提出が必要となります。また、提出が無い場合には、施設等利用給付認定を取り消します。
- ・保護者の就労状況について、就労先に調査や確認を行うことがあります。

＜誓約内容＞

- ・住所や連絡先、離婚などにより世帯状況等に変更が生じた場合には、直ちに明石市まで連絡すること。
- ・保育を必要とする理由（就労、妊娠、就学、求職活動等）が変わる場合には、速やかに証明書を提出すること。

施設等利用給付認定の申請にあたり、上記内容全ての項目に同意し、誓約します。

なお、本書の内容に反した場合、施設等利用給付認定を取り消されても異議ありません。

_____年_____月_____日

代表保護者署名_____

児童との続柄 _____